

介護老人保健施設みちのく青海荘

平成 31 年度 事業計画 (案)

I. 運営方針

- 1, 平成 31 年度の平均入所者数は 94.5 人以上、通所デイは平均利用者数 23 人以上の確保を目標とします。
- 2, 幹部会にて各事業所の収支実績について報告し、幹部全員で業況に係る対策検討を行います。
- 3, 入所者の在宅復帰に向けたリハビリテーションの提供を積極的に推進します。
- 4, 施設サービス (入所)、居宅サービス (短期入所、通所リハビリテーション) については苦情解決第三者委員会による評価を引き続き実施します。
- 5, 各種部会、委員会による施設運営への積極的参画を継続する。
部会：身体拘束廃止部会、事故防止部会、感染防止部会
委員会：接遇向上委員会、口腔ケア委員会、衛生委員会、広報委員会、入浴委員会、夏祭り委員会、排泄委員会、栄養管理お委員会。

II. 利用者の処遇

1、介護部門

- ・朝の放送で年月日・天気・当日の誕生者の紹介を行っています。
- ・施設内の諸行事について利用者が一堂に会して行うには場所的、時間的にも困難なことから各階ごとに実施します。
- ・毎月実施している利用者の誕生会については、誕生会当日の昼食時に各階の食堂にてその日の誕生者の方を紹介します。また、その月の誕生者の方全員を第 4 水曜日に各階の茶話会にてお祝いします。
- ・入所者及び通所利用者の方々に対し常に思いやりを忘れず「明るく家庭的な雰囲気のある施設」と言われる施設づくりを目指します。
- ・歯科衛生士指導のもと食後の口腔ケアを丁寧に行い口内細菌除去、疾病予防に努めます。

2、リハビリテーション部門

- ・入所者、通所利用者の方々の方々の意志を尊重し、各々の能力を最大限に引き出した生活を送れるよう個別の関わりを重視したリハビリテーションを提供します。

3、看護部門

- ・インフルエンザ (季節性・新型)、肺炎球菌などによる施設内感染防止のため、ワクチンの接種を実施します。また、病院受診時はマスクを着用し施設内への持ち込みを防止します。
- ・ノロウイルス対策として施設内の除菌を徹底します。

4、調理部門

- ・食中毒防止のため厨房内及び配膳車等器具備品の清掃、滅菌を徹底します。

- ・毎日定時に実施している自動噴霧も引き続き行います。
- ・調理職員については腸管出血性大腸菌を含め月 1 回以上の検便を実施します。

Ⅲ. 地域交流と PR

- ・理学療法学科臨床評価実習、介護実習、市町村新採用職員体験実習、専門学校生体験実習、ボランティア等の受け入れのほか、地域団体との交流を深め「地域に開かれた施設」をアピールします。
- ・法人広報誌「日溜」を年 2 回のほか、青海荘広報誌として「ひまわり」を年 4 回発行します。
- ・ホームページ開設によりタイムリーな法人(施設)情報の提供に努めます。
- ・相馬町会を含め地域との親睦を深め、町会の諸行事等には積極的に参加します。

Ⅳ. 会議の開催

開催年月	会議名	会議内容	開催場所
平成 31 年 5 月	理事会	平成 30 年度事業報告 平成 30 年度決算承認 平成 30 年度監査報告	未定
平成 31 年 6 月	評議員会	平成 30 年度事業報告 平成 30 年度決算承認 平成 30 年度監査報告 理事・監事の専任について	未定
平成 31 年 10 月	理事会 評議員会	職務執行状況報告	未定
平成 32 年 1 月	苦情解決 第三者委員会	平成 31 年苦情処理報告	施設内
平成 32 年 3 月	評議員会 理事会	平成 31 年度収入支出補正予算(案) 平成 32 年度事業計画(案) 平成 32 年度収入支出予算(案)	相馬町 地域市民館
毎週水曜日	幹部会議	業務改善・連絡事項	施設内
毎月第 1 月曜日	管理運営 委員会 各種部会 主任以上	業務改善・各部会の伝達 その他意見交換	施設内

みちのく居宅介護支援センター

平成 31 年度 事業計画 (案)

I. 運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 居宅介護支援の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者、住民主体による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

II. 事業内容

1. 居宅サービス計画の作成

医療・介護・他職種が協同し、必要かつ適切なサービスが提供されるように、サービス計画作成に係る援助内容の充実を図ります。

- ① 利用者の環境や心身の状態を適切に把握することで、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援します。
- ② 介護保険申請・更新に必要な諸手続、その他各種サービスの申請や手続きなどの代行を行います。
- ③ 利用者が複数のサービス事業所からサービスを選択出来るように援助します。
- ④ 各種サービスが円滑に機能しているか、サービス内容が適切か常に確認を行い、利用者の心身状態の変化等その必要性に応じてサービス計画を変更します。

2. 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、速やかに介護保険施設への紹介等便宜の提供を行います。

3. 認定調査の実施

市町村からの依頼による認定調査に関しては、常に在宅支援の視点を持ち、公平中立の立場に立って速やかに実施します。

4. 介護予防支援事業及び介護予防マネジメント支援事業において、介護予防サービス計画の作成

支援内容は居宅介護支援と同様。

5. その他

[特定事業所加算Ⅱ算定] 要件となっている業務

- ① 介護支援専門員の質の向上、質の高いサービス提供を行うことをめざし、個別研修計画に沿った研修を実施、事業所内会議を定期的で開催します。介護支援専門員実務研修実習の受け入れ機関として、介護支援専門員の育成に協力します。
(主任介護支援専門員)
- ② 地域包括支援センターと連携して地域ケア会議に参加し、地域との密接な関わりを保ちながら地域包括ケアの推進に協力します。
- ③ 包括支援センターと共同し、地域の介護支援専門員や介護サービス事業所等に向けた研修会を実施します。
- ④ 24時間の相談対応を行い、困難事例に対しても積極的に対応します。
- ⑤ 給付管理を適正に行い請求業務を遂行します。
- ⑥ 地域の介護支援専門員からの個別相談に対する指導、助言(主任介護支援専門員)
- ⑦ 法廷研修等の講師及びファシリテーター等、研修への協力をします。(主任介護支援専門員)

職員配置

職種	人員
管理者兼主任介護支援専門員（兼務）	1名
介護支援専門員	4名
合計	5名

ヘルパーステーションみちのく

平成 31 年度 事業計画(案)

I. 運営方針

1. ヘルパーステーションみちのくは、地域に暮らす高齢者の心身の状態を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
2. サービスの提供にあたっては、高齢者の人格を尊重し、心身状態や環境に応じてサービスが効率的に提供されるように留意します。
3. 関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの連携に努めます。

II. 事業内容

1. 営業日
月曜日から日曜日
営業時間 午前 6 時 30 分から午後 7 時 30 分
2. 職員体制
正職員 2 名、嘱託職員 4 名、パート 4 名、計 10 名
3. サービスの内容
 - ①身体介護サービス
 - ・家庭訪問し、入浴や排泄、食事、通院、外出などの介助を行います。
(寝返り、起き上がり、車椅子操作や歩行介助など、移動に必要な介助も行う)
 - ②生活援助サービス
 - ・家庭訪問し、掃除、調理、洗濯、買い物代行などの援助を行います。
 - ・医療機関との連絡や薬の受取り、日常生活に関する相談助言など必要に応じた支援を行います。

III. 事業の視点

1. サービス内容の質の確立と強化
 - ①統一した支援や介護が出来るように、介護技術や感染予防に関する研修を行い、サービスの質の強化を図ります。
2. ケアプランの課題分析、ニーズの把握、関係機関との連携
 - ①利用者の抱えているニーズを把握し、分析、評価により適切なサービス提供に繋がります。
 - ②居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等、各関係機関との連絡調整に努めます。

デイサービスみちのく

平成31年度 事業計画（案）

I. 運営方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および、その他必要な援助を行う。

II. サービス提供方針

利用者の状態の把握に努め、介護支援専門員や他事業所、地域の方々との連携を図りチームケアを確立します。また、季節感のある行事やレクリエーションを実施し外出機会を作るなどサービス内容の向上に努め、地域の行事への参加などでふれあい、交流を深め生活圏域に根差したケアを目指します。

III. 事業内容

小規模（地域密着）型通所介護

6時間以上7時間未満

送迎用車両 2台

特殊浴槽有

- ① 利用者が在宅生活を継続し、日常生活にハリが持てるよう、運動や行事、他者との関わりが多いサービスを実施します。
- ② 地域密着型通所介護事業所として、地域関係者等と連携を図ります。

IV. その他

- ① 防災計画を作成し、定期的に避難訓練を実施します。
- ② 職員の資質向上のため、施設内外で研修の機会を持ちます。
- ③ 職員の健康管理のため、定期的な健康診断を実施します。
- ④ 衛生管理を徹底し、食中毒及び感染症予防に努め、安心且つ安全でおいしい食事を提供します。
- ⑤ 浴槽のレジオネラ菌検査を定期的に行い、衛生管理に努めます。
- ⑥ 運営推進会議を年2回開催いたします。
- ⑦ 地域への行事の参加などで、地域交流を図ります。

職員配置

職 種	人 員
管理者	1名
生活相談員	1名
介護職員	2名 1名 (PMのみ)
看護師	1名
合 計	5名

住宅型有料老人ホームみちのく

平成 31 年度 事業計画（案）

I. 運営方針

利用者が心身共に安定し、自立した日常生活を営むことが出来るように生活環境を整えます。

II. サービス提供方針

利用者の状態の把握に努め、地域の皆様や他事業所との連携を図りながら、チームケアを確立します。また、運営懇談会を開催し、利用者や他事業所、地域の皆様の意見を事業に反映させます。

III. 事業内容

住宅型有料老人ホーム 24 床（全室個室）

IV. その他

- ① 利用者が可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な環境づくりに努めます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③ 安全で快適な生活環境を有し、家族や地域との結びつきを重視し、関係機関との密接な連携に努めます。
- ④ 職員の資質向上のため、施設内・施設外研修の機会を設けます。
- ⑤ 職員の健康管理のため、定期的な健康診断を実施します。

職員配置

職 種	人 員
管理者・生活相談員（兼務）	1 名
生活相談員・夜勤職員兼訪問介護	1 名
夜勤職員兼訪問介護	2 名
夜勤専従職員	2 名
事務職員	1 名
厨房職員	4 名
計	11 名

青森市地域包括支援センターみちのく

平成 31 年度 事業計画（案）

運営方針

地域包括支援センターみちのくは、地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続出来る様に、保健、医療、福祉サービスを包括的に結びつける包括ケアシステムの体制の確立を目指します。

- 1 要援護高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、尊厳ある自立した生活のために必要な支援を行います。
- 2 地域の保健・医療・福祉サービスや町会の活動、フォーマル、インフォーマル活動を有機的に結びつけます。
- 3 要援護高齢者の心身の状態変化に応じて、適切な介護予防支援を行い、生活の質が低下しないように包括的、継続的な支援を行います。

事業内容

1. 総合相談支援

地域に暮らす高齢者の保健、医療、福祉等住民からの様々な相談に対応し、民生委員や高齢者介護相談協力員、地域の住民と連携しながら必要な機関やサービス等に繋がります。

- ① 地域の支援体制の構築と日常的な連携を目的とした高齢者介護相談協力員や民生委員対象の研修会を年 2 回開催します。
- ② 民生委員連絡会や老人クラブ、地区社協で行っている心のえんがわ事業、一人暮らしの昼食会等へ参加し、情報収集と地域包括支援センターの周知を行います。
- ③ 認知症高齢者の方のため認知症地域支援推進員の配置より、地域の住民、企業に対しての認知症サポーター養成講座、認知症相談、認知症カフェの開催などの必要な支援を行います。

2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援（地域のネットワークづくり）

高齢者が住みなれた地域で尊厳をもって暮らし続けるために主治医と介護支援専門員、在宅や施設等、在宅医療・介護連携における様々な職種や機関が連携し継続的に支援できる体制を確立します。

- ① 圏域内の社会資源（医療機関・警察・銀行・郵便局等・コンビニエンスストア等）の開拓と連携の為、訪問活動を行い地域資源マップの作成を行います。
- ② 年 6 回の広報紙を発行し、包括支援センター活動の周知と介護予防の啓発に努めます。

- ③ 認知症の人や認知症の人を介護する家族を対象とした定期的な集いを開催し、幅広い活動を支援します。
- ④ 相馬町の地域活動「ささえ」に参加するとともに、地域住民による見守りネットワーク構築への支援、地域と協働した高齢者の徘徊訓練などを実施します。
- ⑤ 運動ボランティア（ケアグー運動の会）の継続的な運動を支援し自主グループ化の継続を目指します。
- ⑥ 個別事例検討による地域ケア会議を毎月開催し、地域のニーズを把握し、地域の課題解決に対して取り組んでいきます。
- ⑦ 圏域居宅介護支援専門員に対しての支援として、研修会、勉強会、事例検討会の開催及び開催の支援を行いネットワークの構築を図ります。
- ⑧ 圏域介護関係者に対しての支援として、意見交換会や事例検討会等を行うことで事業所間の連携体制の構築の支援を行います。
- ⑨ 地域貢献事業として「ふれあい食堂」を法人内事業所及びボランティアの方々と一緒に年間を通して開催をします。

3. 権利擁護

高齢者の権利が守られるよう尊厳のある生活が送られるように環境を整え、虐待へ迅速な対応ができるよう基幹型包括支援センター、関係機関との連携を行いながら支援をします。

- ① 独居の認知症高齢者や虐待等の問題を抱える高齢者に対して、成年後見制度、各種サービス手続きの支援や定期訪問、医療機関や行政との連携に努め。権利侵害に対する必要な支援を行います。
- ② サービス事業所に対して年間4回の権利擁護に関する研修会を開催いたします。

4. 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならないで、自立した日常生活を営む事が出来る様に支援します。

- ① 要支援1, 2の高齢者に対して適切な介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメントを行います。
- ② 要支援、要介護となる恐れがある事業対象者となる高齢者に対して適切な介護予防ケアマネジメントを行います。
- ③ 閉じこもり等何らかの支援の必要性がある高齢者の介護予防実態把握に努めます。
- ④ 各町会へ向けて介護予防、健康、栄養相談として出張相談等を行います。
- ⑤ 介護予防の場づくりとして地域の活動に関する普及啓発を行います。

職員配置

青森市地域包括支援センターみちのく

職 種	人 員
主任介護支援専門員	2名
看護師(保健師等)	1名
社会福祉士	2名
合 計	5名